

## 第55回社会を明るくする運動

一人一人が、できることから、まず一歩



街頭啓発をする実施委員会委員

### ●知っていますか？

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作っていこうとする全国的な運動です。

### ●今年で55回目になります。

第2次世界大戦後、貧しさなどから非行に走る子どもがたくさんいました。その状況に心を痛めた東京・銀座商店街の人々が、これらの子どもたちを救うためのキャンペーン「銀座フェア」を行いました。

この活動がきっかけとなって、昭和26年から法務省が呼びかけて『社会を明るくする運動』が始まったのです。

## 少年の非行問題に取り組む強調月間（7月1日～31日）

### ●●●『ミニ集会開催』●●●

犯罪や非行を防止し、21世紀を担う青少年を健全に育成することは、町民すべての願いです。町では、犯罪や非行の防止を社会全体の責務としてとらえ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、地域社会が一体となった取り組みを進めるため『ミニ集会』を開催します。

◆日時・場所＝下記参照

◆対象＝地域住民・PTA・教職員・保護司・更生保護女性会員ほか

◆内容＝警察官による講話・ビデオ視聴・フリートーク

◆問い合わせ先＝健康福祉課 人権推進係 ☎⑤9153



地 区	上三川地区	明治地区	本郷地区
日 時	7月20日(水)	7月21日(木)	7月22日(金)
	午前9時30分～11時30分	午前9時30分～11時30分	午前9時30分～11時30分
場 所	老人福祉センター	多功コミュニティセンター	本郷北コミュニティセンター

## 新しい保護司

上野 勉さん（中町）森 玄雄さん（東蓼沼東）が5月25日付けで保護司として法務大臣から委嘱されました。保護司は、地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。今後の活躍が期待されます。



新しく任命された上野 勉さん（左側）  
森 玄雄さん（右側）

介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。今回は、申請から認定までの流れを解説します。

介護保険の対象者については第1回（6月号）を参照して下さい。

申 請	本人または家族の人が役場の窓口で申請を行います。この際、本人の心身の状況をお聞きしたり、認定調査の日取りを決めたりします。 介護保険被保険者証または医療保険の被保険者証をお持ち下さい。
↓	
認定調査	認定調査員が自宅や施設を訪問し、本人の心身の状況を調査します。日常接している人に、調査の立ち会いをお願いしています。
↓	
一次判定	認定調査の結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
↓	
二次判定	介護認定審査会（※1）で介護サービスが必要かどうかを審査し、どの程度必要か判定します。 判定は、一次判定の結果、認定調査の特記事項、主治医の意見書（※2）を用いて行われます。
↓	
認 定	介護の必要性に応じて、自立、要支援、要介護1～要介護5のいずれかに認定されます。

認定の結果によって、介護保険のサービスを利用できる量や金額などが変わります。自立に認定された場合、介護保険の給付は受けられません。

※1 介護認定審査会…保健・医療・福祉の専門家で構成され、認定に必要な審査判定をおこなう機関です。

※2 主治医の意見書…かかりつけの医師による医学的な意見が書かれたものです。意見書作成の依頼、費用の負担は町で行います。

▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎ 669102

## 児童生徒の安全対策にご協力を…

最近、児童生徒を取り巻く社会状況を見ると「声かけ事案」や「付きまとい事案」など、思わしくない事態が各地で起こっています。町の児童生徒の校外の生活も心配されます。そこで、町民の皆さんの力をおかりして、子ども達の安全な環境作りをお願いします。

- 防犯ブザーのかん高い音が聞こえたときには、外に出て児童生徒に声をかけてください。
- 児童生徒が不審な人物や車両などに声をかけられたり、追われたりして助けを求めたときは、温かく受け入れてください。さらに雨宿り、用便、気分が悪くなった時も受け入れてください。
- 児童生徒に温かい言葉をかけてください。（愛の一声運動にご協力を）
  - ・「おはようございます」「こんにちは」などのあいさつ
  - ・暗くなって一人で歩いている
  - ・タバコを吸っている
  - ・自転車の危険な乗り方をしている
- 近所で不審な人物や車両を見かけたときや、深夜グループによる遊びなどを見かけた時は、早めに警察（110番）などへ通報をお願いします。



### 警察への連絡先

石橋警察署 ☎ 620110  
 上三川交番 ☎ 662004  
 西汗駐在所 ☎ 664585  
 多功駐在所 ☎ 631297

▼問い合わせ先＝町教育委員会 ☎ 669156

# 国民年金には、 保険料を免除する制度があります！

事情があつて国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の免除や納付猶予（後払い）を受けられる制度がありますのでご相談ください。

## 法定免除

障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている場合などは、届出によって保険料の納付が全額免除されます。

毎年手続きが  
必要です!!



## 申請免除（全額・半額）

次のいずれかの理由で、保険料を納付できない場合に、申請し認められれば保険料の納付が全額又は半額免除されます。

- ・前年の所得が一定以下の人
- ・障害者・寡婦であつて、前年所得が125万円以下
- ・平成16年4月以降に失業、天災等などにより保険料を納めることが著しく困難な人

※本人とその配偶者と世帯主の前年所得により審査されます。

- 平成16年分所得による承認期間は、平成17年7月から平成18年6月までです。
- 半額免除は、半額の保険料（平成17年度は月額6,790円）を納めなければ、未納と同じで年金額には反映しませんのでご注意ください。

## 30歳未満の人 「若年者納付猶予制度」

30歳未満の人で、世帯主の所得にかかわらず、本人およびその配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。20歳台の第1号保険者（学生を除く）の人の場合、ご本人とその配偶者の所得がそれぞれ基準に該当すれば、保険料の納付が猶予されます。

- 承認される期間は、「申請免除」と同じです
- 年の途中で30歳になる人は、30歳の誕生日の前日の属する月の前月までです。

## 20歳以上の学生 「学生納付特例制度」

20歳以上の学生（定時制・通信制課程も対象）で、学生本人の前年所得が118万円以下（学生本人に扶養親族がいれば、その数に応じた額を加算）の場合は、親元の世帯の収入額にかかわらず、保険料が猶予されます。

- 学生納付特例が承認される期間は毎年4月分から3月分までになります。

## 免除申請の手続きは…

住民課国民年金係の窓口で行ってください。

（平成17年度の7月から承認を受けようとする人は、7月1日（金）より受付けます。）

### 必要なもの



- ☆年金手帳
- ☆印かん（申請者本人が自署する場合は不要）
- ☆申請する月の属する年度、又は前年度に失業された人は、離職票や雇用保険受給者資格者証など
- ☆学生証や在学証明書など（学生納付特例を申請する場合）

## ■ 申請免除（全額・半額）・猶予の対象となる所得（収入）の目安

平成17年4月から、免除に該当する所得の基準が見直され、単身世帯では免除を受けやすくなりました。

金額欄の上段は所得、下段は収入（年間）

世帯構成	全額免除 若年者納付猶予	半額免除	学生納付特例
4人世帯（夫婦・子2人） （子の1人は16歳以上23歳未満）	162万円 （258万円）	282万円 （420万円）	118万円 学生の人に扶養家族がいる 場合、基準額が変わります
二世帯（夫婦のみ）	92万円 （157万円）	195万円 （304万円）	
単身世帯	57万円 （122万円）	141万円 （227万円）	

## ■ 免除や納付猶予と未納の違いは？

	保険料納付	全額免除	半額免除	学生納付特例	若年者納付猶予	未納
	年金受給資格期間（25年以上の納付済期間）に算入されます					年金には反映されません 年金の受給資格期間にも算入されません
年金額	全額			年金には反映されません		
		3分の1	3分の2			

（注意）若年者納付猶予期間や学生納付特例期間は、年金を受けるための資格期間には認められますが、老齢基礎年金額の計算には反映されませんので追納することをお勧めします。

申請して、保険料免除や納付猶予の承認をされた期間については、**10年以内であれば**、後から保険料を納めることができます。

ただし、2年を過ぎると、当時の保険料に加算金がつきますので、少しでも早く追納することをお勧めします。

## ■ 万が一のときにも安心

免除や納付猶予の期間中は、万一の事故や病気などで障害が残ったときにも、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金を受け取ることができます。

申請もせず、保険料を納めませんと未納期間となってしまう、もしものときの障害基礎年金は受けられないこともありますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先＝宇都宮西社会保険事務所 ☎ 028 (622) 4222  
住民課 国民年金係 ☎ 669127

## 交通事故が急増中!! ～家族で考えよう交通安全～

今年に入り交通事故が急増しています。1月から5件の死亡事故が発生し、うち3件は高齢者による事故です。

最近の交通事故は、高齢者が被害に遭うケースが多くなっています。特に、自宅付近での事故が多く、一瞬の気の緩みが大きな事故に繋がってしまいます。

安全運転を心がけ、交通事故をなくしましょう。



### 高齢者の事故の4つのパターン

（平成17年1月1日～4月30日）

事故の種類	発生件数	死者数	負傷者数	ワンポイントアドバイス
1 出会頭の事故	375件	5人	234人	●一時停止の場所は、きちんと止まり左右を確認しましょう ●シートベルト・ヘルメットは確実に
2 追突事故	276件	3人	175人	●車間距離を十分にとりましょう ●前の車の動きをいつも確認しましょう ●わき見運転は止めましょう
3 歩行中の事故	102件	10人	92人	●車の直前・直後の横断は止めましょう ●夜の外出は、明るく目立つ服装や反射材を身につけましょう
4 自転車の事故	158件	6人	152人	●交差点では必ず一時停止をし、安全を確認しましょう ●自転車で道路を横断するときは、必ず後続車との安全を確認しましょう

▼問い合わせ先＝総務課 交通防災係 ☎ 669115

# 第10回夕顔サマーフェスティバルINかみのかわ

7月30日(土) (雨天の場合は7月31日(日))

上三川中心商店街通り

- オープニング 午後3時30分～
- 第1部 流し踊り・各種イベント  
午後5時30分  
～午後7時30分
- 第2部 納涼花火大会  
午後7時50分～9時



## ▼問い合わせ先＝

夕顔サマーフェスティバルINかみのかわ実行委員会  
上三川町商工会内 ☎ 662206

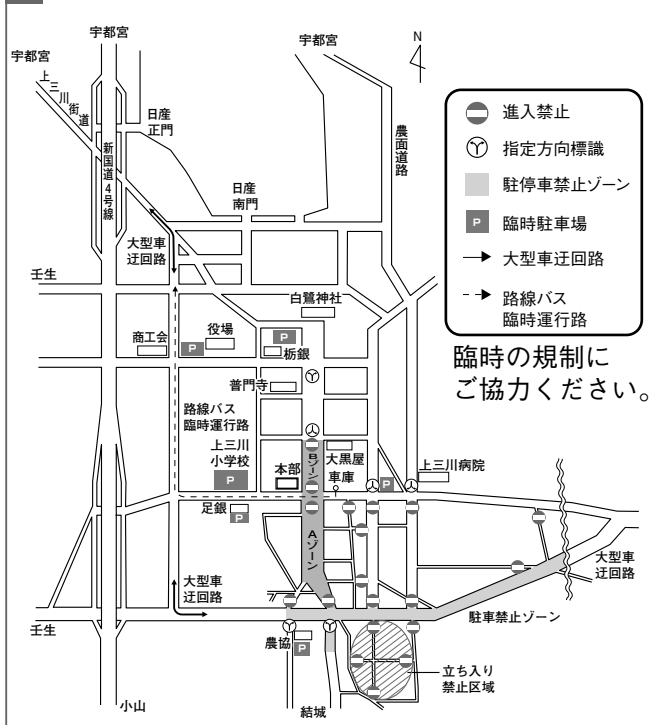
## よさこいかみのかわ参加者募集

- ★各種団体・会社・自治会・友だち同士・個人など老若男女を問わず大歓迎。  
(15名以上の団体に参加賞あり)
- ★よさこいかみのかわの踊りのビデオテープを貸出いたします。また、合同練習会が開催されます。

### \*\* 練習会日程 \*\*

- ▼日時：7月 1日(金)・ 8日(金)  
15日(金)・ 22日(金)  
午後7時～9時
- ▼場所：町商工会館

当日は、下図の通り交通規制が行われる予定です。詳しくは、事前の折込ちらしをご覧ください。



## 訪問販売等 悪徳商法にご用心!!

水道課の職員を装い、浄水器等を売りつけたる悪質な訪問販売が相次いでいます。また、水質検査、配管検査、メーター検査に来たと称して、家の中に強引に入ろうとするケースも増加しています。くれぐれもご注意ください。

メーター交換の際は、事前に水道課から文書でご連絡いたしております。不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めていただくか、水道課にお問い合わせ下さい。



▼問い合わせ先＝水道課 業務係 ☎ 669168

## みんなできれいな町にしよう～環境美化運動・花いっぱい運動～

5月29日(日)に、多くの人々が参加して環境美化運動が行われました。今年の空き缶回収や花いっぱいの運動の実績は次のとおりです。

環境美化運動	84団体	花いっぱい運動	50団体
空き缶等	2,260 kg	サルビア	9,800本
その他	2,240 kg	マリーゴールド	9,650本
合計	4,500 kg	シバザクラ	1,760本



### 「ふるさと天下一品」

昔から市町村で脈々と生産されている(適地適産)作物等の掘り起こしを行い特産物としての再認識を深めることと、消費者の食に対する動向などを考慮しながら市町村で芽生えた特色ある農畜産物等を「ふるさと天下一品」と命名し、地産地消の推進と地域農業・農村の活性化を図ることを目的として、町では、米粉パンやモロヘイヤ、とうもろこしをスーパー等で販売しています。

▼問い合わせ先＝農業委員会事務局 ☎ 9166

品名	販売時期	主な販売場所	問い合わせ先
米粉パン	毎週土曜日	東武デパート	町農産物加工生産組合 ☎ 0755
モロヘイヤ	4月～10月	スーパー等	
とうもろこし	6月～7月		



この旗が目印です

## やる気、元気を求めます! 町職員募集

▼受験資格＝下記のとおり

▼申込方法＝役場総務課秘書庶務係に用意してある申込用紙に必要事項を自書し、次の書類を添付し、持参してください。(代理提出可)

- ①6か月以内に撮影した写真(4cm×3cm上半身)2枚(1枚は申込用紙に添付)
- ②最終学歴の成績証明書及び卒業、又は卒業見込み証明書

◇採用職種・人員・受験資格

職種	人員	受験資格
事務職	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた者で、高等学校を卒業した者、又は卒業見込みの者
技術職	若干名	事務職の基準で土木課程を修了、又は修了見込みの者
保健師	1名	昭和52年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有している者、又は平成17年度末までに免許取得見込みの者

▼受付期間＝8月1日(月)～15日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、土・日・祝祭日を除く)

※郵送された申込書は8月15日(月)までの消印があるものに限り受付ます。

▼合格発表＝11月上旬に本人あてに通知します。

▼採用予定＝平成18年4月1日

▼給与＝町条例で定めた額

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎ 9113

◇試験の日時・場所・方法等

区分	日時	場所	試験方法
第1次	9月18日(日) 受付：午前8時30分～ 試験：午前9時～12時10分	県立真岡高等学校	・筆記試験(公務員初級) ・一般性格診断検査試験
第2次	10月15日(土) 受付：午前8時30分～8時40分 試験：午前9時～	上三川町役場	・作文及び面接